



① 被害物の「時価額」を超える修理費用を保険金としてお支払いします。

- 足場を組んで作業をしていたところ、足場を倒してしまい隣の家を破損した。
- 修理費用を見積もったところ、建物が古かったため修理費用が時価額を超えてしまうことが判明した。

このような場合に、修理費用と時価額との差額をお支払いします。
ただし、事故から6ヵ月以内に修理する場合に限りです。



② 被害物が修理不能の場合は「再調達価額」を保険金としてお支払いします。

- 取引先ヘリフォームの見積もりに伺ったところ、誤ってテレビを落として破損してしまった。
- メーカーに修理を依頼したところ、型が古くパーツがないため修理できないとのことであった。

このような場合に、同等な新品のテレビの価額(再調達価額)とテレビの時価額との差額をお支払いします。
ただし、事故から6ヵ月以内に再調達する場合に限りです。



③ 支払限度額および免責金額

保険金が支払われる場合は、次の計算となります。

1. まず、主契約の対物賠償から、
時価額 - 主契約の免責金額
2. 次に、この特約から、
(修理額または再調達価額)* - 時価額
3. 2について、支払限度額100万円が適用されます。

*修理費または再調達価額いずれか低い方となります。

[例] テント張替え作業中に停車中の他人の自動車を破損

修理額：50万円／時価額：30万円

主契約に対する証券記載の免責金額：なしの場合

- 主契約から 30万円 - 0万円 = **30万円**
- この特約から 50万円 - 30万円 = **20万円**

合計で、50万円が支払われます。